

第2章 都における福祉のまちづくりの今後の主な課題

第1章でこれまでのバリアフリー化の進捗状況について述べたように、ハード面での整備においては、全国を上回るなど着実に進展しているが、さらなる取組も求められている。

また一方で、適正な利用の促進や思いやりの心の醸成、情報バリアフリーなどソフト面での取組においては、引き続き充実に努めていくことが必要な状況となっている。

これらを踏まえ、今後の福祉のまちづくりを推進するに当たっての課題を次のとおり整理した。

1 公共交通におけるバリアフリー化の推進

○ 前述（P7）したように、都内の公共交通施設（鉄道駅）・車両（バス）のバリアフリー化は、全国の整備率と比べ進展しているが、東京のような大都市においては、高齢者や障害者等を含めたすべての人々が、公共交通施設等を安全、安心、快適に利用できるよう移動等の円滑化をさらに推進していく必要がある。

○ 鉄道駅では、エレベーター等の設置を進め、出入口からホームまでだれでも円滑に移動できる経路の確保が必要であるが、今後の整備に当たっては、駅の構造・地形上の制約などにより、エレベーター整備が困難な駅（整備困難駅）について、どのように対応していくかが課題である。

（整備が困難な例）

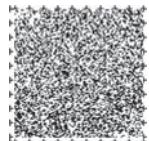
- ・ ホームが狭く、エレベーターを設置するスペース確保が困難
- ・ 地下鉄等の駅で、地上部に構造物があるため、エレベーターの設置が困難

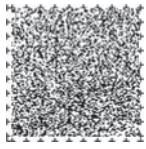
○ また、視覚障害者等の転落を防止するための設備としても非常に効果の高いホームドアや可動式ホーム柵について、整備を進めていくことが重要であるが、都内での整備率は約27.2%（平成25年1月末時点）にとどまっている。

○ 今後の鉄道駅におけるホームドア等の整備に当たっては、扉の位置の異なる車両への対応（車両扉の統一等の技術的困難さ）、停車時間の増大等のサービス低下、多額の整備費用など様々な課題があるが、これらを総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、可能な限り支援するなど、ホームドア等の設置を促進する必要がある。

2 小規模建築物、既存建築物等におけるバリアフリー化の推進

○ 都内の建築物の大多数を占める小規模建築物を含む既存建築物では、敷地や建築物の構造上の制約、福祉のまちづくり条例の整備基準等への適合が努力義務にとどまることなどにより、整備が進みにくいことが課題となっている。しかし、高齢者や障害者を含むすべての人が、身近な地域で、自ら買い物をしたり、食事などに出かけられるができるよう、都民の生活に密着した小規模建築物をはじめとした既存建築物に対するバリアフリー化対策を、今後、地域において推進していく必要がある。





- 平成 21 年の福祉のまちづくり条例改正により、200 m²未満の物販店舗、飲食店、サービス店舗等が小規模建築物の整備基準の対象に追加されたため、新設・改修を行う場合の整備は着実に進んでいる。

(小規模建築物の整備基準の内容)

- ・ 敷地内の通路：段差を設けず、歩行者と車いす使用者がすれ違える幅（120cm 以上）とする。
- ・ 出入口：段差を設けず、車いす使用者が通過できる幅（80cm 以上）とする。
- ・ 便所：便所を設置する場合は、車いす使用者も使える便房（個室）を設置する。

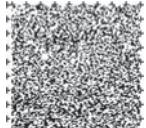
しかし、小規模建築物においては、上記の整備基準を満たしたとしても、段差のある店舗等の内部、カウンターの座席しか用意されていない飲食店、商品棚の間の通路が狭い物品販売店など、車いす使用者が食事や買い物などができることがあるが、席や商品棚の間隔を確保することはスペース上の制約が大きい。

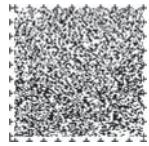
そのため、例えば飲食店では、内部の段差が解消できない場合は、入口の近くに車いすで利用できる席を設ける、また、トイレ整備のために、建築物全体あるいは商店街などの地域全体で共有のトイレを用意するなどの工夫が必要である。

- また、小規模建築物を含む既存建築物においても、改修を待つことなく、仮設のスロープを活用することや従業員による人的対応などを店舗等の運営マニュアルなどに定めるとともに、利用者に明らかにしていくなどの対応が必要である。
- 都は、平成 21 年 10 月作成の「みんながまた来なくなるお店づくり」、平成 22 年 5 月作成の「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」などを活用し、店舗、集会施設等の内部のバリアフリー化のための整備方法や対応の工夫、利用可能な制度などについて、区市町村、施設整備や店舗経営を行う事業者に対して、積極的に働きかけていく必要がある。
- また、生活の基盤となる住宅のバリアフリー化については、建築物バリアフリーライセンスや福祉のまちづくり条例に基づき、一定規模以上の共同住宅等に整備基準を設けるなどにより推進を図ってきたところである。今後、高齢者人口の増大に伴い、住宅施策と福祉施策との連携による高齢者向けケア付き賃貸住宅等の整備などについても、引き続き促進していくことが求められている。

3 区市町村のバリアフリー基本構想等による面的整備の推進

- 福祉のまちづくりは、施設単体に整備基準の適合を求めるだけではなく、地域全体の利便性や安全性を視野に入れた総合的な施設整備を行うことが求められる。それとともに、施設と最寄駅・バス停等とを連続して結ぶ移動経路の整備も含め、点から面への広がりのある整備を、地域の人々とも連携しながら推進していくことが必要である。

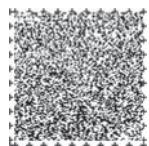


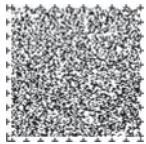


- そのため、都では、部分的・点の整備ではなく、連続的・面的な整備の推進を図るため、先駆的な取組を行う区市町村を支援する「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」を平成 16 年度から実施し（モデル事業を含む）、10 区 5 市（20 地区）で面的なバリアフリー整備を行った。
- あわせて、第 6 期推進協議会が平成 18 年 7 月に答申した「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」を踏まえ、地域におけるトイレの適正配置を始めとした面的な整備を行う「とうきょうトイレ整備事業」を平成 19 年度から実施し、61 地区で公共トイレの整備を行った。
- また、バリアフリー新法において、区市町村は、高齢者や障害者等が生活上利用する施設を含む地区を重点整備地区として定め、地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関するバリアフリー基本構想を作成することができることとなっており、これまで 17 区 9 市がバリアフリー基本構想を策定し、54 地区を重点整備地区として定め、面的なバリアフリー整備が図られている。
- これらの整備を行っている区市の各地区においては、着実に面的なバリアフリー化が進み、住民等との協働の仕組みが構築されたことにより、ノウハウが各区市に蓄積されるとともに、地域住民にユニバーサルデザインの理念も浸透している。
- 一方で、事業に取り組んでいる区市以外の地域（平成 23 年度末時点では 5 区 15 市）において、バリアフリー基本構想の策定等により計画的な面的バリアフリー整備をいかに推進していくか、また、面的整備を都内全域へいかに波及させるかが課題となっている。
- 都は、これまでの事業で得られたノウハウや事例を活用するとともに、平成 25 年 7 月「都民参加による事業の点検・評価について」（報告書）での提言内容も踏まえ、住民・事業者・行政が協働して、公共交通施設・建築物・道路・公園等の一体的なバリアフリー整備が進められるよう、区市町村に対して、どのように技術的な助言等の働きかけを行っていくか、検討が必要である。

4 様々な障害特性等に応じた情報提供の充実

- 情報の入手は、日常生活において重要な役割を果たしており、高齢者や障害者をはじめ、すべての人があらゆる場面において必要な情報を多様な手段で入手できるよう、情報のバリアフリー化に取り組む必要がある。
- 平成 21 年の福祉のまちづくり条例改正では、「情報の共有化のための取組」として、事業者に対し、すべて的人が必要な情報を適時・適切に入手できるようにするために、適切に情報提供するほか、必要な措置を講ずる努力義務が規定された。
- なかでも、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、外国人など、情報を得る





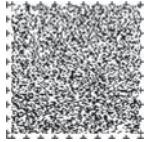
ことが困難な人に対しては、音声や文字による情報化のほか、絵文字・記号・多言語表記、手話・筆記、IT機器等による多様な情報提供手段の整備を推進する必要がある。

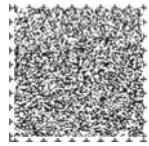
- 情報の提供に当たっては、相手方の障害特性等を踏まえ、次のような点を充実、配慮する必要がある。

- ・ 視覚障害者や聴覚障害者に対する音声や文字による情報提供の充実
(例：音声アナウンス、文字表示盤等)
- ・ 色弱者に対する色使いの配慮
(例：色の種類、組み合わせ等への配慮)
- ・ 難聴者（補聴器使用者）等に対する、観客席・客席における情報提供の充実
(例：磁気ループ等の集団補聴設備の普及)
- ・ 知的障害者等に対する意思疎通を円滑にする手法の充実
(例：コミュニケーションボード等の普及)
- ・ 個人の属性に応じた適切なルート案内などの移動支援手法の充実
(例：ユビキタス技術等の活用)

5 災害時・緊急時の備え

- 東京都による災害対策は、「震災対策条例」、「地域防災計画」等により進められている。高齢者や障害者等の災害時要援護者に対する、災害等への備えや発災後の応急対策、生活の再建に関する支援等の様々な施策については、福祉のまちづくりの観点も踏まえて推進していくことが重要である。
- しかし、東日本大震災という、想定を超える未曾有の被害をもたらした大災害に直面し、福祉のまちづくりに関して、これまでの取組内容を改めて見直す必要性に迫られたため、推進協議会では、平成24年3月に「今後の福祉のまちづくりについて～東日本大震災を踏まえて～」をまとめ、意見交換報告を行った。
- その後、都では、「東京都帰宅困難者対策条例」を制定するとともに、地域防災計画の修正をはじめ、区市町村向けの災害時要援護者対策に係る指針及び避難所管理運営の指針を改定するなど、区市町村の災害時要援護者対策の実施を支援してきたところであるが、今後の取組に当たって、福祉のまちづくりの観点から配慮が必要な点や課題は次のとおりである。
 - ・ 避難所についてはバリアフリー化に努め、バリアフリー化されていない施設を避難所とする場合には、簡易スロープ等の段差解消設備や車いすでも使える災害用トイレ等の確保に努める。また、災害用トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路に固定された壁状の仕切りや手すり等を設け、移動経路上に障害物を置かず、移動しやすいよう配慮する。
 - ・ また、災害時要援護者の特性や状況を踏まえ、発災時においても必要に応じて医療や介護などのサービスが適切に受けられるよう、バリアフリー化された社会福祉施設等の





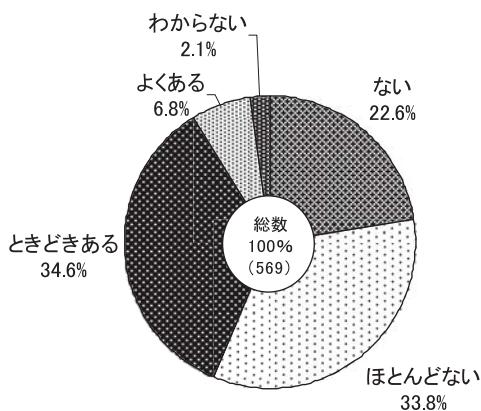
中から二次避難所（福祉避難所）を確保するとともに、施設間のネットワーク化や医療機関等との連携についても配慮する。

- ・ 情報の入手が困難な視聴覚障害者などへの配慮として、帰宅困難となった場合や避難に際して、必要な情報を入手しやすい環境づくりや対応方法等を検討し、災害時にどのように行動すればよいか、日頃からの備えも含め、分かりやすく周知をする必要がある。

6 施設・設備の適正利用の推進

- 前述の平成23年度「東京都福祉保健基礎調査」において、「東京の福祉のまちづくりの印象」について、「施設や設備のバリアフリー化は進んだ」との印象を持つ人の割合は約6割に達している一方、「それらが適正に利用され、加えて、思いやりの心が醸成されている」とした人の割合は約5%にとどまっている。(P15)
- 福祉のまちづくりは、施設や設備というハード面での整備に加え、利用者である高齢者や障害者を含めた人々の多様性について、都民の意識の醸成を図り、互いに思いやりの心を育むソフト面での取組が一体となって、はじめて推進されるものである。
- 例えば、平成24年度に行った障害者等用駐車区画の適正利用に関する調査では、回答のあった569の施設管理者からは、健常者による不適正利用の状況について、「ときどきある」、「よくある」があわせて約4割となっている。

【健常者による不適正利用の状況】



- これらを踏まえ、今後とも、ルールやマナー、思いやりの心の醸成など、福祉のまちづくりの普及啓発について、引き続き一層の取組が必要である。

(施設・設備の適正利用に課題のある事例)

- ・ 視覚障害者誘導用ブロック上の放置自転車
- ・ 看板、商品等の歩道上へのはみ出し
- ・ 多機能トイレへの利用者の集中
- ・ エレベーターの障害者等の優先利用が守られていない
- ・ エスカレーターでの歩行

